

平成28年9月定例会 総務委員会（付託）

平成28年10月11日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明聴取したところでありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、それを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

國見警務部理事官

報告事項はございません。

南委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

県庁に来るのに国道55号を通過して県庁に来ているんですけども、それで、今徳島地方裁判所のほうが、大分できあがってきておりまして、その後に徳島東警察署ができるということで、その計画にかかっているんですけども、6月の議会において、拠点整備課長からこの秋にも事業概要ができるということで報告がありました。実際、現時点で実施方法の公表時期とその内容がどうなっているのかをお伺いしていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署の現在までの進捗状況であります。徳島東警察署は民間資金を活用することでPFI法によって事業を進めていこうと考えております。PFI法においては、PFI事業に関する特定事業の選定と申しますか、PFI事業を行うときには、あらかじめ実施方針を策定の上、公表することが求められております。そこで、この10月末にも、同署の庁舎整備等の実施方針を策定の上、公表することとしております。実施方針は、PFI事業の実施に向けた基本的な事項をお示しするものでありまして、民間事業者の募集とか選定に関する事項、官と民どちらが請け負うのかといったリスク分担であるとか、

その後のモニタリングといたしますけれども、丸投げするのではなくて、我々がどのような形でモニタリングするか、また、今後我々が想定しているスケジュール等を内容とするものが、この実施方針であります。また、実施方針の公表と併せまして庁舎の設計・建設や維持管理等の業務に係る水準ですね、どのような水準であってほしいかということをお示しする要求水準の案も公表する予定であります。

岡田委員

10月末に方針を発表ということで、PFIというのは従来なら、民間事業者が管理運営というところまで、多分するようになるんですが、これが警察署という特別な場所であるので、警察署のほうとしてもモニタリングしながら、丸投げではなくきちんと、共に経営していくとか、運営していくような体制をとるということで、是非しっかり取組をしていただきたいと思います。

徳島東警察署というのは1番、徳島県の中においても中心にありますし、県庁からも近いところにありますので、やはり核となって非常に皆さんの関心度が高いところなんですけれども、新庁舎というのは、いつ頃に出来上がる予定なのかということと、今後のスケジュール等々についてお伺いします。

鈴木警察本部長

新庁舎の供用開始時期につきましては、埋蔵文化財調査等の各種変動要素もありますが、現在のところ、平成29年末にも事業契約を行いまして、その後、約3年をかけて庁舎の設計・建設を行い、平成33年春の新庁舎供用開始を想定しているところであります。

岡田委員

ありがとうございました。平成33年の春ということで、まだもう少し時間がありますが、是非、県民が安心できる、そして徳島東警察署は、実は災害に対する1番の拠点になっていただかなければならない場所になりますので、実は、この間会派で熊本県に行ったときに、やはり震度七、八の1回の地震というのは、多分想定されて取組をされてたと思うんですけれども、その中で震度7の地震が2回揺る、3回揺るっていうところであって、やはり、今までに想定していなかった災害もたくさん起こってきてますし、また、大雨のこともありますので、それも踏まえて、是非今度新しい庁舎に、7回、8回地震が揺っても耐えられる建物であって、やはり災害拠点の県民の安全安心を守るという場所であり続けてもらえるような頑丈な場所には是非してもらいたいと思いますし、また、ちゃんと指令が出せるような場所であり続けてもらえるものに、是非建て替えていただきたいと思いますので、その部分は是非また、いろんな災害の関係が変わってきておりますので、それにも配慮して、なるべく頑丈な、そして県のシンボルとなるような警察署を期待しておりますので、お願いしたいと思います。

山田委員

今、徳島東警察署の建て替え問題が出たわけですがけれども、私は岡田委員さんと少し違って、あそこで果たしていいのかという疑問をずっと持っているんです。その点について、付託委員会ですから、ちょっとまず聞いていきたいというふうに思います。まず、これは昨年度の議事録を振り返って、様々な議員さんがこの徳島東警察署のことについて議論されました。そこで、一つ確認したいのは、敷地面積ですね、これが狭くなるというふうな状況ですね。現段階とそして新しい、今、平成33年という話も出た訳なんですけれども、敷地面積は一体どうなるのかということについて、御説明をお願いします。

高橋拠点整備課長

現在の敷地面積は約 5,000 平方メートルでありまして、今後取得予定、国との交換予定地につきましては約 4,000 平方メートルであります。

山田委員

つまり、現在が 5001.32 平方メートルですよ。これが 4,000 平方メートル、約 1,000 平方メートル狭くなるということで過去の議事録をずっと見ていったら、高層にするから機能的に心配ないよというふうなことを言われているんですけれども、高層にして 1.5 倍に広げるから大丈夫ということですが、一体防災センターを含めて、今、7階、8階っていう岡田委員さんから話が出ましたけれども、警察部分が一体どれぐらいで、新防災センターは一体どれぐらいでっていうふうに、今の時点では想定されているんですか。

高橋拠点整備課長

現在の庁舎が 5,500 平方メートルありまして、今、委員から御指摘のありました新庁舎は約 1.5 倍の 8,750 平方メートル、約 8,700 平方メートルを考えております。新防災センターとうたっておりますのは、知事部局であるとか、県の行政庁舎や警察本部が機能不全に陥ったときのサブ的なバックアップ機能を持っているというものを考えておりまして、平素は警察署、有事はそのような機能を考えておりますので、原則的には、この 8,750 平方メートルこれ全てを警察の方で、徳島東警察署として活用を考えております。

山田委員

だからそれを含めて、一体何階を想定しているのかという点の答弁をお願いします。

高橋拠点整備課長

今回の P F I 事業というのはですね、我々が前もって設計を行ってから建築するのではございません。これは性能発注といいまして、約このくらいの面積を建てていただきたいというのを、今回の実施方針でありますとか、要求水準書の案、これでお示しします。そこで事業者の建築の考え方によっては、今回 6 階以上としておりますけれども、何階とい

う形で確定したものではありませんが、6階以上を想定しております。

山田委員

そしたら今、徳島地方裁判所の建て替えが地上6階、地下1階ということですから、6階以上ということは、徳島東警察署がいわゆる徳島地方裁判所を見下ろすと、こういう景観になるというふうに見ていいですね。

高橋拠点整備課長

現在のところ、要求水準に基づく事業者の提案でありますので、何階という形では確定しておりません。6階以上という形なんですけれども。見下ろす、見下ろさないっていうのは、当然いろんな機能の問題がありますので、そういう考えはありませんけれども、場合によってはそういうことになる可能性はあります。

山田委員

場合によってはそういうこともあるよと。つまり、徳島東警察署のほうから徳島地方裁判所を見下ろすというふうな光景になる可能性があるということです。更に聞いていきますけれども、今年の2月議会で、委員長の最後の質問で総括的に徳島東警察署問題を集中的に議論しておりました。そこで当時の委員長から質問が出されて、その庁舎については、総事業費が、細かい積算はこれからになる訳ですけれども、高橋課長からマックス60億円というふうな答弁がされていますけれども、これは間違いはないですか。

高橋拠点整備課長

昨年度はですね、このPFIに基づく方針ですが、導入可能性調査を行いました。そこで、事業者、コンサルタント事業者も含めまして、共同してその数字をお示ししたわけですが、今後、具体的にその総事業費、また変動する要素はありますので、各段階において、またお示ししていきたいと考えておりますが、その当時の答弁に間違いはありません。

山田委員

この答弁されてマックス60億円というふうに言われております。もちろんこれは、いろいろ検討していったらということです。そしたら、逆に聞きますけれども、見下ろす可能性がある徳島地方裁判所ですね、延べ床面積とそして総事業費等々を把握されていたら教えてくださいませんか。

高橋拠点整備課長

契約等を確認したものではありませんので、詳しい数字というのは承知しておりません。

山田委員

マスコミの報道では、現在の徳島地方裁判所の庁舎よりは1.7倍広くなって、10,800平方メートルで約40億円というふうにマスコミでは報道されております。今回の徳島東警察署が今の、どうなるか分からないとはいうものの、一応委員会できちっと言われた数字は約60億円、いわゆる延べ床面積でいえば10,800対8,500ということになるのに、なぜこんなに違いが出てくるのかと素朴に思うんですけれども。これについて、どういうふうにお考えですか。

高橋拠点整備課長

双方の庁舎は機能も違いますし、当然、事業規模は違えといえども、現在のところは、試算でありますので、試算として約60億円という形でお示しさせていただいたところであります。

山田委員

だから、素朴に考えて県民目線で考えたらね、いろんな機能上の違いというのを、もっと具体的に説明してくれないとマックス60億円ということについても、そうですかということになりません。これは議会で言われた数字なんで、その根拠、そして徳島地方裁判所よりもこういうことで、徳島東警察署の建設については割高になるよということがあれば、今、推計されている中身を教えてくださいませんか。

高橋拠点整備課長

繰り返しになりますけれども、裁判所の中の機能でありますとか、そういうものを検証したことはありませんので、直ちに比較してここでお答えすることは適当ではないと考えております。

山田委員

これについては引き続きね、しかし素朴にみたら、今言ったような点はあるという点だけは、踏まえて検討をお願いしたいというふうに思います。あと、この間、徳島東警察署の移転問題は、様々な皆さんからいろんな問合せがありました。そこでね、一つ懸念されるのは、あそこは最も渋滞する場所ですね。皆さんも既に御承知の、そこに徳島地方裁判所の東に緊急車両が出る、これも2月の当時の委員長の問題に高橋課長が答えている。つまり、西側も含めて緊急車両は、あの交通渋滞の激しい中でどういうふうな格好で出ることを想定されていますか。

高橋拠点整備課長

現在の東警察署を考えるとですね、南にも北にも行きにくいという状況があります。それで、徳島本町の交差点、つまり国道192号と国道11号が交わるところで、非常に交通量

が多いということであります。導入可能性調査のときには、西側、つまり文化センター側を基本的に一般車両も含めた出入口にして、緊急の場合には東側から出す予定と申し上げております。今後、提案によりましては、北側の使い方であるとか、桜であるとかいろいろな問題がありますけれども、そこで1番緊急自動車が通行しやすい、また、周辺の交通に影響を与えない形を検討してまいりたいと思います。

山田委員

つまり、東側国道が今、言われた交差点のところが、非常に出にくい。県民の皆様は当然あんな所で緊急車両が出ていけるのかということ、渋滞がますます激しくならんかなど。西側の文化センター側に出るということになったら北に行く場合、あそこの交差点ですね、全部左に曲がるというふうになってはいますけれども、そういう交差点改良も含めてされるのかなど。やっぱりちょっと無理があるのではないかというふうな声があるんですけどもね、この辺は今後検討されるということやけれど、既にこの事業の検討が始まって大分たちますけれどね、それをどういうふう到现在まで検討されてきたんですか。

高橋拠点整備課長

先ほど申しましたように、現在地以上に緊急車両は出入りが楽になるなど思っておりますし、警察活動は、地域警察官が1番に到着することになります。パトカーも当然緊急性を伴う訳でありますけれども、周辺の交通の状態等を考慮しながら現場の活動は行われるものと考えます。

山田委員

明確な答弁はありませんでした。実は、この徳島東警察署の基本構想ですね、整備基本構想というのが出されています。これもつぶさに読ませていただきました。そして、若い職員を中心に部内のアンケートもとられております。この中でね、いわゆる緊急車両については出動しやすく、公用車の整備もしっかり聞かれたと。つまり、面積的に、現在よりも広いところをしっかりと確保してもらって、県民の利便性に資するのが徳島東警察署に対する部内アンケートのまとめであったと、私は思うんですね。そこで、緊急車両の問題についてもはっきり示されなかったんですけども、駐車場ですね、西側に立体でということも言われています。一体どういうふうを検討されたのか。現在の徳島東警察署の駐車場の活用状況と、新しく庁舎が移転されると思われるところでの駐車場台数、これはどういうふうに見込んでいるんですか。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署の若者うんぬんもありましたけれども、基本構想においては、まず治安を1番に考えて、緊急自動車等が活動しやすい場所、また歓楽街であるとか、また徳島駅前とか犯罪が多い場所、これに的確に対応できる場所ということで、現候補地が最適である

と判断したところであります。駐車場については、現在は、公用車を含めて100台程度が確保されています。過去、いろんな変遷がありまして、100台というのは、昔、職員駐車場も含めていたんですが、それを全てなくなした形で100台であります。公用車部分を含めて100台なんですけれども、新しい候補地、これは立体等ありますけれども、これも提案によるものと考えておりますけれども、私どもが考えておりますのは、現在60台程度です。残りの40台はどうするかということですが、当然、緊急的に動く車というのはこの60台の中でカバーできますので、この現在地を取り壊しての跡地ですね、これの利用も含めて考えておりますので、活動上は問題ないと考えております。

山田委員

今、100台公用車を含めて使っているところが、新しいところでは60台くらいになって、あと40台をどうするかということは今検討しているということですが、これはさっき言った基本構想の案を見て、言われている中身と実際の駐車場だけ見て開きがあるのではないですか。これはどうなんですか。

高橋拠点整備課長

中には大型バスであるとか、ふだん専ら使われていない車両もありますので、そういうものにつきましては、徳島東警察署の現在地の庁舎を取り壊したところに置いておきたいと考えておりますし、活動は問題ないと考えております。四国4県、都市部どこともなんですけれども、4,000平方メートルというのがセンター署として狭いか広いかという、決して狭くないと考えておりますので、工夫を凝らしてやっていきたいと思っております。

山田委員

これは、以前から高橋課長は言われてるんですね。徳島東警察署と同規模以上のものでも3,000平方メートルで建っていますという答弁をされてます。しかし、私これをね、質問に対するやっぱり若干のすり替えというのがあるのかなと思うんですよ。違和感がある。やっぱり、駐車場については、これだけやはり今の時点で特に高齢者の皆さんも徳島東警察署に訪れる。立体駐車にして果たして大丈夫なのかという不安の声も聞きました。そういうことがあるので、今の答弁では、ちょっと納得できないというふうに思います。いずれにしても、この基本構想と今回の徳島東警察署の問題については、私、これを検討した結果が徳島地方裁判所跡ということについては、非常に違和感があるんです。今まで、この徳島東警察署の移転については、様々な候補地が上がりました。以前の委員会でも公明党の長尾議員さんからもその点について、質問がありました。今までね、徳島東警察署が現在の徳島地方裁判所に変わるまでに、どういう検討を具体的にされて、ここが一番最適地であるということを決めたのか。これについては、詳細な報告を委員会としてね、議事録を見たら載ってないんです。御報告願います。

高橋拠点整備課長

先ほど来、申し上げていますがけれども、まず内部調査を行いまして、若者にかかるとか、アンケートを行いました。その後、有識者会議でいろんな意見を賜りました。1番考えなければならぬのは、やはり平素の治安問題であり、先ほど言いましたけれども徳島駅前であるとか秋田町等の歓楽街に近くて、犯罪に対応できることが1番であります。また、国道等に面して緊急車両が通行に支障がないという形で現場対応できると考えると、現在地よりも近い場所で整備できるこういう形で場所を選定したところであります。いろんな変遷はありましたけれども、取得できる、当然財源的な問題もありますし、緊急性の問題もあります。早く建てなければならぬという中で、様々な点を考慮して現在地を選定したものであります。

山田委員

財源性、緊急性を考慮した結果、ここが1番ベターであろうと決まったとのことでした。そしたら今まで内部で検討されてきたと言いますが、具体的に何箇所くらい検討されたのですか。

高橋拠点整備課長

数箇所程度、検討してきました。

山田委員

数箇所程度。ここは、ちょっとやっぱり明らかにしないといけないと思います。まだ、これからも総務委員会は続きますから、私自身も関心を持って見ていきたいというふうに思います。それと市民目線でやっぱり関心が強いのは、先ほども少し出ました桜の問題ですね。ここは、いわく因縁付きで桜のことに對して徳島新聞が、また県民的にも非常に関心が強いと。徳島地方裁判所は新しい敷地に残る18本全てを保存するという方針を既に表明されています。ということで、徳島東警察署はその保全には最大限の配慮と、非常に抽象的な言葉なんですけれども。これは、現在の桜は全て北西も含めてですね、保全するよと、徳島地方裁判所と同じスタンスだよ、ということではないんですか。

高橋拠点整備課長

冒頭に岡田委員の質問に答えましたように、実施方針の公表と要求水準書の案、この中で、どのような形で保存するかというのを明らかにしてまいりたいと考えております。

山田委員

明らかにするのは10月末という話が出ておったけれども、既に今の時点で分かっているなら、これ委員会、我々次の12月議会になるんでね、その点については、そう複雑な質問でないんで、全て保全するんですか、イエスかノーというふうに言ってください。そのこと

は、はっきりと高橋課長から答えてください。

高橋拠点整備課長

繰り返しになりますけれども、その時点で明らかにしてまいりたいと考えております。

山田委員

つまり、全てを保全するという状況では今の答弁ではないということだと、私は推測を持ちますけれども、いずれにしても10月末ですけれども、その北西部の古木を切ることになれば、これはまた違った、新たな市民の目線からの疑問の声が出てくるというふうに思います。

さらに、徳島弁護士会が行き過ぎた捜査活動をチェックする側の裁判所とチェックされる警察署が外観的に一体になることは裁判性の独立性が疑われる。人権侵害を防止するため警察活動をチェックする裁判所とチェックされる警察の建物が並び立つのは発展させるべき近代刑事司法の歴史の後戻りを象徴する風景になるとして、反対の姿勢を示しております。地元紙の投書でもこの法曹界に関係ない市民の方も独立性は必要不可欠だと、徳島東警察署は別の場所にと、こういう投書なんかもあります。そしたら、これですね、強引に徳島弁護士会の方針と違ったところで押し切った。徳島弁護士会の皆さんのみならず、全国のやはり法曹関係の皆さんにも懸念の声、いろんな声が集中して起こりうる可能性があるというふうに思いますけどね、この辺をどういうふうに説明されますか。

高橋拠点整備課長

まず、他県においてもですね、同様に裁判所と警察署が並んで建っている件について、数件研究しました。その結果、特段の支障がないということ。また、むしろ裁判所からの警戒等の要請にタイムリーに応えられるというメリット部分も聞いております。そして、委員が言う法曹界等からの指摘もないということでもあります。あと、外観的な問題でありますけれども、裁判所と同一視されることがないようなものにしていこうと考えております。

山田委員

数件検討されてきたということですが、その検討の中身を具体的に御報告していただけますか。

高橋拠点整備課長

1件は山梨県警察でありまして、裁判所と警察署が併設して同様の形で並んでおります。中央部に境界部分としてフェンスを設けて明らかにしています。もう1件は、神奈川県警察ですけれども、そこは市の事業等で庁舎を集約させたというものです。ここも警察署と並んでおりますけれども、特段法曹界からの指摘はないということです。また、裁判所の

逃走事件に対応できるということで、むしろ高評価であると聞いております。

山田委員

今、具体的な2件について御報告がありました。時間の関係があるので、今の答弁を踏まえて、12月議会でも徳島東警察署の件は聞いていけないと思えますけれども、いずれにしても駐車場等々市民の目線で見たら、ここでいいのかという声があると。私自身は、やっぱり徳島東警察署の徳島地方裁判所跡への移転については、この時点でも再考すべきだと思っております。こう申し上げて、私の質問を終わります。

高井委員

私も引き続きまして、徳島東警察署新庁舎整備についてお聞きしたいと思います。その前に一言お礼を申し上げたいと思っております。先週末の3日間、三好市のほうではラフティングの世界大会のプレ大会が行われまして、県警の皆さんをはじめ、自衛隊、消防関係者に大変お世話になりました。そして、夜にはチームラボの皆さんの溪谷に咲く花という、川辺にLEDで光を映し出して美しい花を咲かせたり、また、お魚が泳いでいる様子が見られたりということで大変、きれいに夜に、大変多くの方が訪れて、大変混雑しておりました。特に、高知県に出る国道が交通量も多く、非常に事故や交通安全等も心配をしておりまして、また、ラフティング自体も事故等もあんまりけがもなく、無事に3日間何とか、その点に関しまして終わりました。県警の皆さんをはじめ、徳島県のあらゆる、県内外のいろんな方にお世話になりました。来年の世界大会に向けて大きなはずみとなりました。ありがとうございました。余談ですが、チームで日本代表に選ばれた皆さんに対して、認定証が渡されたんですが、その商品は半田そうめん10キログラムでありまして、それに加えて、ちょうどすだちのシーズンでありますので、皆さん地元で採れたすだちを持って帰っていただくということでありまして、何とか無事に今日の新聞のとおり終わったわけでありまして、また来年度についても、よろしくお聞きしたいと思います。

早速、徳島東警察署の問題でございますが、細かい話になるんですが、今、10月末に実施方針と要求水準書の案ができるというお話がありました。想定している維持管理のバンドリング対象の範囲についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、維持管理業務を全県下としていたんですが、維持管理のバンドリング対象の範囲がどのようになるか、まずお聞きしたいと思います。

高橋拠点整備課長

先ほど来、申しておりますように、実施方針と要求水準書の案をです、10月末に公表してまいりたいと考えておりますが、維持管理業務範囲を導入可能性調査の際は、いろんな事業者の意見であるとか、そういう場を踏まえまして、全県下を検討するということでありましたが、その対象を現在のところ、徳島東警察署の新庁舎とその周辺の庁舎に絞って行うように考えております。

高井委員

バンドリング範囲をわりと広く検討しているというような当初の方針であったかと思うんですが、本部庁舎を中心ということでしたが、バンドリング、一緒にこの業務管理を行う場合、スケールメリットと申しますか、事業費が大きくはないけれども、事業規模の拡大による業務が効率化もできて、コストも縮減になるという可能性もあると思うんですが、今回対象範囲を少し縮減されたという経緯はどうですか。

高橋拠点整備課長

導入可能性調査をやった以降もですね、いろんな事業者の関係であるとか、研究をしてまいりました。指摘があるようにバンドリング手法は、複数の庁舎をですね、包括的に行うことによって、また、業務を行う人の問題であるとか、必要な用具ですね、そういったものが効率的に運用されて、高いクオリティやコスト縮減につながることを考えておりました。そこで、県内の地勢や交通網、業務の確実な履行等の観点から、改めて検討しました結果、県下全域を範囲とした場合は、事業規模は確かに大きくなるんですけれども、業務を確実に履行することのできる事業者が限られてくるということで、徳島東警察署の周辺に絞って行うこととしたところであります。

高井委員

あと一つ確認しておきたいんですけれども、この間に県内の公共事業、例えば、最近では大きくニュースになった藍住町文化ホールの入札不調になったケースがございます。特に藍住町においては2回入札不調となり、6億円を超える事業でございましたので、非常に心配をしておりましたら、その他事業等も入札において不調であったり、事業に対して参画がないという状況が少し見られるように思います。東京オリンピックを控えて、いろいろな建築資材や人件費の高騰といった事業費がふくれ上がることもあったりして、なかなか価格においても見合わないということがあったりするようではありますが、徳島東警察署においては、非常に大きなプロジェクトでございますし、入札不調等によって、先ほど来、答弁があったような事業予定に対して遅れが出るということがあってはいけないと思いますので、こうした点について、今、検討はなされていますでしょうか。

高橋拠点整備課長

御指摘のとおり、県内の公共工事において入札不調となる事例が散見されることは承知をしております。先ほど、山田委員にも答弁しましたがけれども、PFIが、元々我々の設計に基づく仕様発注ではなくて、一定の水準を示して事業者の提案を頂く性能発注になりますので、こういう形になると官と民の認識の違いによって、事業費に差異が生じる可能性があるところなんです。そこで、本事業においては、要求水準書の案を事前にお示しをして、今後、来年度の予算にもあげていこうと考えておりますけれども、民間事業者との直接対

話によって、この認識の違いを埋めていきたいと考えております。そこで、徳島東警察署は御指摘のありましたように、本県のセンター署であります。入札の問題であるとか、予定価格の問題とか、いろいろと問題がありますけれども、こういったことによって入札不調等で事業が遅れることのないよう、着実に進めてまいりたいと考えております。

高井委員

いろいろな方が質疑されておるように、細部において、まだまだ検討がなされる部分があると思いますが、いろいろとしっかりと検討を引き続きお願いをしたいと思っております。もう1点、PFI事業ですが、宿舎の件でございます。これについても質問をしたいと思っております。県警察において、今年度は、第2期宿舎整備計画というのを策定されております。徳島市や小松島市内においては、PFI手法を活用して宿舎整備をやられておりますが、今度、阿南市と三好市のほうでも、同様にPFI的手法によって宿舎整備を行う予定と聞いておりますが、当該事業の予定というか、スケジュールや概要等について、分かる範囲でお願いしたいと思っております。

高橋拠点整備課長

第1期計画というのが、徳島市内と小松島市内に90戸の宿舎をPFI的な手法で建築しました。これは既に運用はされております。引き続き、財政負担の軽減と計画的な宿舎整備ということで、昨年度、第2期宿舎整備計画を策定いたしまして、県南と県西部に宿舎の整備、これは宿舎の集約化と整備なんですけれども考えております。この度、阿南市内に20戸程度、三好市内に10戸程度をPFI的手法によって整備をしてまいりたいと考えておりまして、今議会の閉会後にも、事業の募集公告を行いまして、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定しまして、年内には契約、そして来年度の3月末までには完成して供用を開始したいと考えています。

高井委員

その当該事業において、入居率が90%を下回った場合は、ディスインセンティブというか、事業者側に損失を県費で補填するというふう聞いておりますけれども、逆に誘導政策、インセンティブ政策を導入してはどうかと考えます。つまり、元々県財政に負担を掛けないというスキームでいろんなPFI手法とかを検討されているわけですが、入居率が90%を割ったということになると県財政に負担が掛かっていきますので、警察としてもそれを確保する、キープするという必要性が出てくると思います。元々、そういった住宅事業は、ある程度空き室が生じると、損益を含めて考慮してやっていくことが一般的だと思うんですが、逆に県の事業でありますし、100%近く入居するというのもあり得ると思いますが、そのときに例えば、利益が出た場合は、逆に県に還元してもらおうというふうな契約なんかはいかがかと思うんですが、その点に関して検討などはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

元々、このPFIの宿舎なんですけれども、事業者が30年の期間を安定的に運営できるように、入居率が9割を下回った場合には、県費でその家賃分を補填するディスインセンティブ方式を採用しております。議員の御指摘の趣旨というのは、入居率9割が採算上の最低ラインとすると、それ以上は全て利益と想定されることから、9割以上の入居率を確保したのであれば、その利益分というのが、逆にマイナスの部分があるのであれば、プラスの分として、県費として返すべきではないのかという指摘と理解しております。当該事業というのは、元々、県警察の職員が自ら家賃を負担して行う独立採算制の事業でありまして、他の病院であるとか音楽ホール等のPFI事業のように、庁舎を活用して利益を上げる趣旨のものではありませんので、そういうことを考えると、事業者が得た利益はサービスによって入居者に還元されるのが理想ではないかと考えております。その意味においてもディスインセンティブ、事業者に安定的に事業を行ってもらうためのディスインセンティブ方式を採用するのが適当でないかと考えております。今後、事業者を選定することになりますけれども、クオリティの高い維持管理や定期的な宿舎の修繕等、入居者に対するサービス提供という部分にも配意しつつ、審査等を行ってまいりたいと考えております。

高井委員

例えばですね、この宿舎ですが、警察の方のみしか入れないようにするのか、その入居者を確保するために、いわゆる公務に従事する方を入れるようにするのか、その点はいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

当然、現時点においては、知事部局と教育委員会と宿舎の関係で協力をしていただいているところでありまして、本事業においても必要に応じて検討してまいりたいと思います。

高井委員

可能であるならば、実は、西部県民局も宿舎が足りなくて、徳島市内から通っているという方がおいでまして、万が一、空きがある場合は知事部局など県の職員が入れるようにしていただければ、双方にとってメリットになるかなと思いますので、また、検討をよろしくをお願いします。

最後に、ちょっと運転免許のサブセンターのことについて、少し何点か確認をさせていただきます。この間も運転免許サブセンターについて、高齢者講習等も遠距離であれば、高齢者が大変な思いをするという話が出まして、同様に私も懸念しているところであります。各々地域において、免許を持っている、免許の更新をする方々、つまり免許人口はどの程度いるのかということをまずお聞きしたいと思います。

中野交通企画課長

免許人口の御質問でございますけども、県内の運転免許の保有者数は、平成28年8月現在、約52万8,000人でございます。徳島市周辺の県央部、阿波吉野川警察署以西の県西部、そして小松島警察署以南の県南部を三つのブロックに分けて申し上げますと、県央部は約30万9,000人、県西部は約11万4,000人、県南部は約10万5,000人となっております。

高井委員

県西部と申しますのが、距離が今の区分では相当あります。南部にしても同じだと思います。1時間以上かかるわけでございますので、いろいろな対応を検討していただきたいなというふうに思っているところです。とりわけ、その遠隔地への配慮をお願いをしたいと思うんですが、仮にその県西部であれば、県西部の中では中央部、阿波市や吉野川市、脇町、それから美馬市付近であれば、三好市からは非常に遠いですし、万が一、そこら辺に設置されることになったとすればですね、三好市の窓口でも是非、免許の更新手続等が今までどおりできるようにしていただければ有り難いと思います。と言いますのも、三好市は四国の中で1番面積が広く、非常に東西の祖谷というところから池田町まで行くのにすら1時間を超えてかかりますし、いろいろな高齢者が多い中で奥地に住む住民にとっては、非常に心配をしております。とりわけ足が弱くなった高齢者にとっては、公共交通機関も少なくなり、どうしても病院に行くのに車を使わなくてはならない。かと言って、免許の更新手続をするのが非常に遠いということになって、どこにも行けなくなるような事態が生じると困りますので、いろいろな距離的に不便になるところに対する配慮をお願いしたいと思っております。この点について、いかがでしょうか。

中野交通企画課長

遠隔地への対応ということでございます。運転免許センターの松茂町移転に併せまして県内全てのエリアを対象といたしまして、更新免許の即日交付制度の拡充を図ったところでございます。それで遠方の方でも運転免許センターで免許更新する方が増加しております。他方、警察署窓口を利用して更新する方が大きく減少しております。警察署窓口での更新につきましては受付、そして講習等で2回若しくは3回足を運ぶ必要がありまして、昨年、警察署での更新者に対してアンケート調査を実施したところ、より近い場所での即日交付を求める声が多数寄せられたという結果がございましたことから、運転免許サブセンターの整備について検討することとしたものでございます。ただ、運転免許サブセンターの設置場所については未定でございます。それによりまして、不便であるなど、いろいろと御指摘の声があがる可能性があることも認識しているところでございます。まずは、警察署窓口機能を集約しまして、サービス向上につなげることを最優先として現在検討を進めているところでございます。

高井委員

即日交付をしていただけるようになると随分、利便性も上がっていると思いますが、しかしながら、県西部というくくりも大きいわけでございますので、どうしても遠いところまで行けない方もおいでますので、そうした方々に対する配慮、近くなら2回行っても3回行ってもかまわないという方もおいでると思いますので、いろいろな形で交通弱者に対して御配慮をお願いしたいと思ひまして、以上で質問を終わります。

中山委員

何点か質問させていただきたいと思ひます。徳島東警察署なんですけれども、先ほど来、出ておりますが、建築工事っていうのは坪単価というのがありまして、事務所ビルと例えば病院の建物では全然建築コストが違ふと思ひますので、一概に坪幾らというような話はできないと思ひます。ですから特に警察署なんかは、防災拠点になるわけですから、事務所ビルと比べてしっかりと頑丈な建物にしないといけないし、ヘリポートとかもあるでしょうし、また、ICT情報機械等の設備と高くなる要素がございますから、お願いしたいのは、しっかりと中身を精査して、いい案等出して、極力コストを抑えて、本当に災害に強い建物を建てていただきたいと要望をしたいと思ひます。これは別に答弁は要りません。

地方創生、本格展開の年であります。外国人観光誘客というのが徳島県、昨年はずね、延べ5万7,680人と過去最多の宿泊客となりました。また、今年1月から6月の外国人延べ宿泊者数は、四国4県で26万7,230人と前年同期と比較しまして、32.7%も増えております。徳島県も恐らく微増ではありますけれども、前年よりも増え続けていると思ひます。現に、この8月の阿波踊りも、外国人の方がたくさんいらして、楽しんでいかれたと報道されたのを聞きまして大変喜んでおります。まず、聞きたいのは、その折りにツーリスト・ポリスというのが出て、いろんな言語を話せますというビブスを付けて対応をしたと聞いています。それについてもう少し詳しく教えてください。

南委員長

小休します。（11時23分）

南委員長

再開します。（11時23分）

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、徳島県内においても来日外国人が増加している傾向にあります。阿波踊り期間中の4日間、徳島県警察におきましても、徳島東警察署を中心に雑踏警備をしたわけですけれども、そのときに新町交番の前にラッピングバスを用意しまして、部内の英語であるとか中国語を話せる者が常駐しまして、来日外国人の地理案内であるとか、遺失とかこれらに対応したところであります。

中山委員

どれくらいの需要がありましたか。

岡崎警務課長

この4日間に地理案内が13件、遺失届が1件、迷い人が1件、イベントに対する質問が1件の計16件に対応したところであります。

中山委員

限られた地域、あそこの新町交番の前というのは非常に限られた地域なので、その警察官を見付けることができなかつた、あんまり需要が伸びなかつたのではないのか、また先ほど高井委員のほうからもあったようにですね、来年、ラフティングの世界大会が開催されるというふうな大イベントがございます。また、空港の国際化に向けた、国際便対応施設も県では予定していきまして、訪日外国人観光客数というのは、今後どんどん増える可能性があります。そうしたら非常に喜ばしいことなんですけれども、反面ですね、外国人を巡る事件や事故といった様々なトラブルが増えていくと非常に危惧をしております。言葉が分からないところで、いろんなトラブルが発生したらどうするのかということでお聞きしたいんですが、過去3年間ですね、県内で発生した外国人による犯罪の件数や内容は、もしあれば、どのようなものがあつたのかを教えてくださいと思います。

薄墨刑事部長

来日外国人による犯罪の状況についての御質問でございます。まず、件数でございますが、平成26年は検挙件数61件、検挙人員24人、平成27年では検挙件数80件、検挙人員17人、今年8月末現在で、検挙件数8件、検挙人員17人となっております。次に、主な検挙事件ですが、平成26年にありましては、不法残留中国人を主謀者とししました中国人男女10名共謀による逮捕監禁致傷等事件、平成27年では不良ベトナム人2名共謀によります広域窃盗事件、今年にはベトナム人男性を出入国管理及び難民認定法違反、資格外活動ということで検挙しております。

中山委員

件数61件から80件と増加の傾向にあると思います。これからですね、県では、外国人観光誘客を8万人と目標に掲げております。いろんなトラブルが起こる可能性もありまして、また、観光してくれる人に対しても、道案内とか何かあつたときの110番通報もあると思います。そのときに、英語とか、それ以外の言葉に今、対応できるのかということのを、警察に外国人から連絡があつたときに、対応できるのかどうかを聞きたいと思います。

久次米生活安全部長

外国人からの通報を受けたり、道案内等の対応についての質問ですが、まず日本語を話せない外国人等からの110番通報があった場合につきましては、英語での通報であれば、日常の英会話ができる通信指令課員が聴取をした上で対応しています。それで、通信指令課員の語学力では対応できない場合には、三者間通話システムにより対応しているところでもあります。この三者間通話システムと申しますのは、日本語を話せない外国人から110番通報があった場合、あらかじめ通信指令システムに登録をしております県警の部内通訳者、これの携帯電話に即時連絡をいたしまして、外国人通報者とその通報を受理しました通信指令課員、それから連絡を受けた部内通訳者との三者間で通話ができるシステムでございます。これにより通話・翻訳して対応している状況でございます。それから道案内でありますとか、各種相談、各種トラブルへの対応については、交番・駐在所等に勤務します地域警察官が受理するケースが非常に多いことから円滑に意思疎通を図れるようにコミュニケーション支援ボードをすべての警察署、交番・駐在所、それからパトカーに配備しておりますし、それから個人携帯用といたしまして現場で活動する地域警察官、全てに配付し活用しているといった状況であります。この支援ボードなんですけど、例えば、道を教えてとか、物を落とした拾ったとか、交通事故に遭ったっていう、具体的な状況での日本語とそれに対応する英語、韓国語、中国語、ポルトガル語それとスペイン語の5か国語にイラストを併せて表示しております。日本語が分からない外国人等からの地理案内でありますとか、あるいはトラブル事案の届出を受けた際に同ボードを指し示すことで意思を伝えるといったものです。それから、本年7月から翻訳用タブレット端末5台を導入しております。外国人観光客等が多く訪れます4警察署それと本部鉄道警察隊に配備して運用しているところでもあります。

中山委員

三者間通話システムとかコミュニケーション支援ボードの活用は非常にいいことだと思います。でも、やはりマニュアルどおりにはいかないのが、人と人との対話であります。やはり、すぐに対応できるように、いろいろ職員の方の語学研修等を実施しないといけないと思います。まず、お伺いしたいのが、語学に堪能な方々は、今、何人くらいいるのかというのと、すべてのあらゆる言語、英語とか中国語以外のマイナーな言語について、アメリカ人、イギリス人、中国人だけではないのですね、そういった人たちに対応できるように、今、教育はできているのか。できているのであれば、今後、教育に対してやはり語学というのは使わないと忘れていくそうなんです。例えば、1歳から5歳くらいまで外国で暮らして帰ってきた人たちは、帰ってきたすぐはしゃべれるけれども、例えば20年もしたら忘れる、本当に日本語だけになってしまうというふうなことを聞いておりますので、定期的に研修等を受けなくては、なかなか忘れずにうまく言葉を駆使できないと思います。それに対して、まず、そういう人たちに対しての補助便宜はあるのかどうか、若しくは個人的に受けなくてはならないのかどうかについて、お聞きしたいなと思います。

薄墨刑事部長

通訳の体制とマイナー言語等の問題、部内通訳者の語学力の維持向上に対する補助等についての質問でございます。現在の通訳者体制は、警察職員の部内通訳者が27名で4言語に対応しております。民間人の部外通訳者が50名で16言語に対応、合計で77名16言語に対応することが今の状況ではできております。マイナー言語のお話もございました。これにつきましては、県内通訳者では対応できない場合、ちょっと時間がかかるんですが、他府県警察との共助体制を構築しております、少数言語に対する通訳者を確保できる体制というのがあります。

続きまして、部内通訳者に対する補助制度やフォローの問題でございますが、福利厚生事業の一つといたしまして、語学関係の各種資格取得を目的としまして、公的資格取得助成制度事業、あるいは互助会事業がありまして、資格の取得等に向けた助成や教材費用の補助を行っているところであります。本年度にありましては、助成を受け英語検定を受検しました警察官を通訳者として登録しているところであります。それ以外に、部内通訳者を育成するため、平成3年から計画的に青年警察官を対象として4か月から2年の間、警察大学校、これは東京にあるんですが、そこへ研修に行かせまして、語学力の習得に努めておりまして、現在、延べ39名に達しているところでございます。

あと、部内通訳者の語学力維持を目的としたものにつきましては、実戦経験から遠ざかっている者を対象といたしまして、平成21年度から警察大学校、あるいは民間の語学学校におきまして、二、三か月の間、語学研修をさせるという語学ブラッシュアップ教養を実施しまして、延べ10名、3言語を研修させ通訳者のレベルを維持するように図っているところであります。警察としましては、今後ともこれらの制度を有効に活用しまして、部内通訳者の語学力維持・向上を図っていきたいと考えているところであります。

中山委員

いろんな対策をとっていただいているということで、一安心しましたけれども、やはり我々もそうですけれども、語学研修というか語学を習うというのは、かなり費用がかかるんですね。個人負担も大きいと思います。これからの警察官もグローバル化を目指していかななくてはならないので、是非、新入警察官が、今、警察学校で教育を受けていますよね、何か月間から1年くらいですかね。これについても、もうちょっと語学授業というものを導入していただいていたほうが良いのではと思います。今は習っているんですか。

薄墨刑事部長

県警察では、全体の語学力の向上を図る目的で、県警察学校における初任科生を対象とした英語、中国語、韓国語教養等を実施しております。

中山委員

せっかくそういうふうな教養をしていただいているので、それが身に付くようにですね、

しっかりフォローアップをしていただきたいと思います。先ほど、音声翻訳端末、タブレットなんですかね、導入していると聞きましたが、小松島署に聞いたら、まだ導入されていないということでした。5か所でしたかね。小松島署の前も、日に何人かやはりお遍路さんが通っていますね。そういうのがあって、先ほどの支援ボードの活用で間に合っていればいいですけど、先ほどお聞きしたようにマイナー言語の人たちも来ないとは限りません。そして、通訳が間に合わないときに端末というのは非常に便利だと思いますので、それは何十万円もするものじゃないと思いますので、今後増やす予定とかはあるのでしょうか。

久次米生活安全部長

議員御指摘のとおり、音声翻訳タブレットは、先ほど御説明しましたとおり、本年7月に導入しまして、この翻訳アプリは英語や中国語等約100言語を翻訳できる機能がありまして、訪日外国人等の多い、徳島東警察署、徳島北警察署、鳴門警察署、三好警察署の各警察署と本部の鉄道警察隊に配備しているところでございます。今後の整備の予定でございますが、県警察におきましても、今後やはり、来日外国人からの地理案内でありますとか、遺失拾得の受理、各種届出・相談等ですね、対応の増加が予想されていると認識しております。そこで、今回整備をいたしました翻訳用タブレットの効果を踏まえつつ、外国人の安全確保及び利便性の向上への対応を図るために、タブレット等の装備資機材の整備も含めまして、より効果的な諸対策の検討を進めていく必要があるものと認識しております。

中山委員

是非とも、少なくとも全警察署に1台か、それ以上ですね、配備していただきたいと思います。要望しておきます。それに加えまして、今、県内の観光施設や避難所等112の施設にですねWi-Fiが使えるようになっていきます。外国人というのはバックパッカーで旅行されている方も多くいて、携帯とか端末を利用して、Wi-Fiがあるところで、そうでないとかかなり利用料がかさみますのでですね、是非とも、警察署でも、Wi-Fiの設置も検討してみればいかがかと思いますが、今、運転免許センターはWi-Fiが使えるんですよね。やはり警察署でも外国人が来たときにWi-Fiが使えたら非常に便利だと思うので、使えるようにしていったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

運転免許センターにあるWi-Fiは、災害時のみに衛星回線を使って運用できるものです。生活安全部長からも答弁しましたとおり、端末器を導入しておりまして今後、Wi-Fiの必要性も高まってくると思いますけども、現在のところ、警察署等にWi-Fiの設備はございません。予算の問題もありますので、直ちに答弁することは困難でありますけれども、全国的に、Wi-Fi機能を備えた自動販売機が設置されておりまして、今

後、我々自動販売機設置の入札のときには、条件に「W i - F i 機能の整備」を加えまして、また、こういった手法の可能性もありますから、これを含めて考えてまいりたいと考えております。

中山委員

いろいろな弊害とかもあると思いますが、やはり地方創生、人口の交流をいかに徳島県に呼び込んでいくのかということが課題となってくると思います。人口減少に歯止めを掛けるためにも、徳島県警察も一丸となって外国人誘客が安心して、治安の維持もそうですけれども、旅行ができる環境をつくっていただきたいと要望して終わります。よろしく申し上げます。

喜多委員

自転車の交通安全について、お尋ねします。先般ですね、自転車の交通安全キャンペーンに参加させていただきました。今年の4月に、この「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」ができて、ヘルメットと保険と整備等々の項目で条例ができておまして、その中でヘルメットの着用ということで、それを中心にキャンペーンをしたわけで、ほとんどの方というか、全部ではないんですけど、99%の方が被ってないと。もちろん高校生もしかりです。本当にヘルメットは誰のためでもない、自分の頭を守る、自分の命を守るための最小の方法の一つでなかろうかと思うんですけども、せっかく条例を作って、それを実行することが大事ですけども、とりあえずそんな条例、自転車でヘルメットを被らないといけないという条例を多分、知らないのではないのかなと思うんですね。それで被ってないということと、もし条例が徹底できても、女の人の特にセットが乱れるとか、外観が悪いとか、いろいろ思いがあって、被らない感じがありますけれども、そういう人は置いておいて、是非ともですね、これはどうにかして県民、せっかく県の条例ができたんですから、是非被っていただいて、自転車による交通事故死を1件でも減らす。今のところ、ずっと10年前から比べて、自動車による交通事故は減っておりますけれども、自転車による死亡事故はあまり減っていないというか、7人前後で推移しておるという中で、これをやってほしいと思うんですけども、そのためにはどうしたらいいかということで、この間もつくづく思ったわけでありまして。もっともこのキャンペーンというか、制服を着た警察官が指導する、もちろん県の職員も指導するということで、特に朝の通学・通勤時間帯にできたら年に1回とはいわず、繰り返し繰り返し、街頭キャンペーンを行うというのが、まず大事ではないのかなと思います。そしてそれをマスコミの方が取り上げていただいて、自転車はヘルメットを被らないといけないという認識が、まず大事でないのかなと思いますけれども、その取組についてお尋ねをいたします。

中野交通企画課長

今年の4月からスタートしました自転車条例につきましては、委員御指摘のとおりでご

ざいます。自転車条例の周知徹底に向けましては、関係行政機関・団体が一体となって取り組むべきものと認識しております。委員の御示唆を踏まえまして、関係行政機関に働き掛けた上、関係機関・団体が連携し、通勤・通学時間や自転車利用者の通行が多い場所等を選定した上で、街頭キャンペーンの開催等、自転車条例の周知徹底に向けた広報活動を推進してまいりたいと考えております。

喜多委員

是非、やってほしいと思います。徳島県は、せっかく条例を作ったんですから、周知に時間を割いていただいて、繰り返し繰り返しやっていただきたいなと思います。

それとですね、もう一つが、これも自転車に関することですが、先般、国土交通省と警察庁が自転車ゾーンの表示を統一したということでもあります。現在、青線を引いているところもありますし、緑はあるし、それぞれ表示の仕方が違うということで、自動車の人にとっても、自転車の人にとっても、歩行者の人にとっても、案外分かりにくいのではないのかなと思います。今度できたのを見てみますと、なぜか40キロメートル以下のところになると、対象は、制限速度が40キロメートル以下の交通量が少ない道路ということで、40キロメートルの制限速度の中で表示をするということは、ものすごい効果があるのではなかろうかと思います。自転車の人も自動車の人も自転車ゾーンの表示をされていたら、非常に分かりやすいということで、是非ともこの表示ができるように、もちろん表示するのは、道路管理者ということになろうかと思います。しっかりと道路管理者と相談をしてやってほしいなと思います。今、徳島県交通安全対策協議会というのがあって、県土整備部とか学校と県の生活安全課とかもちろん警察本部とか県保健福祉部とか、いろいろなところが一緒になっている協議会があるようでございます。それと連携を密にさせていただいて、どこをどのように引いていいかということも、もちろんこれまだ具体的に全国的に引いているところはない、表示はないのではないかと思いますけれども、それに先駆けて徳島で1番にこれを表示すると、そして自転車による交通事故をゼロにするという意気込みでやってほしいなと思いますけれどもどうでしょうか。

中野交通企画課長

委員御示唆の自転車通行ゾーンの整備、これにつきましては、安全な自転車の通行環境を確立するというところで、国土交通省と警察庁が連携しまして策定した安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインで示され、この度、自転車通行ゾーン表示が全国統一されたものでございます。今後、自転車事故の発生状況等を勘案しまして、警察から積極的に道路管理者へ情報提供してまいるとともに、道路の新設であるとか改良の際には、道路管理者との協議がございました。その場においても情報提供してまいりたいと考えております。

喜多委員

関係者とよく相談し、道路管理者に指示を出して、是非これを早い機会に設置して、自

転車による交通事故というのは本当に悲惨なんですね、車対車の方がいいというわけではないんですけれども、本当に無防備な体勢で自転車に乗っておるということで、せめてこの自転車の表示をするということで、自転車に乗っている人の安全を守ってほしいなと思います。これはいろいろ書いておりませんが、これを表示することによって右側通行というのが減るんですね。これに向かってなかなか走れないというかね。この矢印というのは本当に効果大ではないのかなと思います。右側通行を禁止するというか、車両の一つということで左側通行をこれから守っていただくためにも、この矢印がすごい効果があると思うので、まずは、なかなか道路管理者も難しいかもしれませんが、1日でも早く模範的に、どこかをやるということをしていただけたら、あれはいいなあと、次第に県下にもやってもらおうかということになって予算も組みやすいんじゃないかと思います。積極的な御協議をお願いしたいと思います。

もう一つは、県外から来た人に、徳島県人は交通マナーが悪いなと本当によく言われます。それは私も本当にそのとおりではないかと思います。一つには指示器を出さずに左折、右折をするということで、これも交通事故の大きな原因の一つではないかと思います。それで、日本自動車連盟が調査したところ、徳島県のマナーについて、とても悪いと答えた人の割合は、徳島で73.5%、香川が80%で全国で1番、徳島が2番目ということで、糖尿病の順位と同じでありまして、何ら1番と2番というのは、いいほうでトップを争うのにはいいけれど、これは本当に交通事故につながるマナーの違反になると思っております。ちなみに良いところでは、岩手県、長崎県、島根県ということで、全国平均11.3%という中で73.5%と徳島県はね、非常に悪すぎるというか、これは本人の生き方にもよろうかとも思いますけれども、法律で規制しにくいマナーの悪さというのはどうしようもないなという思いがあります。これをどうにかしないとイケないという思いがありますけれども、何かございませんでしょうか。非常に難しいと思いますけれども。

石川交通部長

私も同じように思っておりました。徳島県の交通マナーについては、先ほど御指摘のありました、例えば、右折左折のときの合図が遅いとか、阿波の黄走りなんかと言われておりますが、黄色で加速するとかですね、そういったことで非常にマナーが悪いというのは、本当、私が警察官になった頃から言われているわけございまして、非常に情けないなというふうに思っております。そこで、先ほどの日本自動車連盟のアンケートで委員からも名前が挙がりまして1位だったのが島根県で、確か16.8%しか交通マナーが悪いと答えていなかったと記憶しておりますが、島根県へ職員を派遣しまして、何か秘けつはないか見てこいということで、実は先般職員を派遣したんですね。実際に行って見てきたんですが、警察本部に寄ったり、警察署に行って話を聞いたり、いろいろ関係者からお話を聞いたんですけれども、当県と比べてですね、これは違うということをやっているとか、ここは特徴だといったところは残念ながら発見はできなかったところが実情であります。しかしながら、島根県を職員が走っておりましてですね、つくづく感じたのは島根県のドライ

バーは非常にゆとりを持って、慌てずに、せこせこしてないと。非常にゆとりをもった運転をしているというイメージを受けて帰ってきたということを申しておりました。交通マナーの向上というのは、自転車のヘルメットも当然同じことなんですけれども、道路を利用するすべての人が自分のことだというふうに自覚して行動することで達成できるものと個人的に思っております。そこで警察は、関係機関・団体などと一生懸命連携して、これまで県民の方を対象とした、子どもの頃から段階的な、あるいは体系的な交通安全教育というのをずっとやってきたんですけれども、それに5年くらい前から、7月、8月をこれまではシートベルト着用強化月間と言っておったのを、今はマナー向上月間というのに変えまして、徳島県でもマナーを上げようじゃないかという気運を何とか盛り上げようとしているところです。しかしながら、そのマナーの向上については、直ちに改善向上という特効薬はないのが現状でございます。シートベルトで1例を申しますと、シートベルトが1点減点となったのが、昭和60年のことなんです。そのころ徳島県のシートベルトの着用率は50%を切っておりました。1点が付加されて、今は98%が着用しているんですけれども、90%を超えるのにおよそ20年という月日を経っております。そういう意味からもマナー向上とか自分自身の身を守るというのでは自転車のヘルメットもシートベルトもマナーも同じような感覚と思うのですが、そういう意味では、自分自身を守る対策というマナー向上は一朝一夕にはいかないのですが、繰り返し教育をしていく、お願いをしていく、指導取締りをしていく、あるいはマナーの向上に通じるような横断歩行者妨害の取締りを強化していくというふうなことで地道にやっていくしかないと思っております。そういうことで、これからもそういう意味で取り組んでまいりたいと考えています。

喜多委員

道路交通法とマナーというのはイコールのような面もたくさんあるし、ゆとり運転ということが本当に大事ではないかと思えます。自転車とあわせて、これからも積極的に、大変だろうと思えますけれども、繰り返し繰り返し指導をしてほしいと要望しておきたいと思えます。

それと先般も、徳島新聞に伏谷明警部補、徳島東警察署交通第二課係長ということで、全国優良警察職員表彰に県警からただ1人選ばれたということで、正確には警察庁長官賞詞というらしいんですけども、本当にすばらしい賞を頂いた。また、この警部補は、県警のいろいろな賞を頂いて、交通関係の職員にすごく慕われて、尊敬されて、すばらしい警部補ということを知っております。これからこういう警部補が、1人でも多く増えて、1年に1人と言わず、毎年連続で、できたら2人、3人と表彰を受けるような、徳島県警にとっても県民にとってもすごい榮譽のあることでなかろうかと思っております。この警部補が、すぐにノウハウを持っているということで、いろいろ今まで実績が積み重ねられた力をこれからの後継者にも教育をせよとしてほしいなど、身をもって教えていると思えますけれども、更にこれから頑張っていただいて、徳島県から交通事故がなくなって、死亡事故がゼロということに是非ともつなげてほしいなということを思えます。病気という

のは、大体、分かっている、病院であなたは何ですよと言われて、この頃病院へ行ったら、あと余命1年ですよとか、3年ですよと言われるんですけど、交通事故だけは朝出て一瞬にして亡くなってしまうという本当に悲惨な事故であろうと思います。どうか、この伏谷明警部補のような人がだんだんと増えることによって、交通事故も減ると思います。何かコメントがあれば、頂きたいんですけども、なかったら結構でございます。せっせと育てていただいて、交通事故ゼロを目指していただきたいなと思います。キャッチフレーズで、徳島県は地震の死亡事故ゼロをうたっておりますけれども、県警もそういうことで努力をうたっておりますけれども、これに向かって頑張りたいなと要望して終わります。

増田警務部長

優良職員の関係でございますけれども、正にこういった職員がプロ中のプロというところだと思います。こういった職員がですね、県警において、これからもどんどん育っていくということが非常に大切だと考えております。正に警察では、若手が非常に多くなっている。基本的に実務能力の向上というところをしっかりとやっていかななくてはならないと考えております。そういった中で、こういった職員が若手職員に対して、現場現場において、いろんなノウハウとか知識・技能、こういったものをしっかりと伝承していく、伝承教育というものを強力に進めているところでございまして、今後とも、こういったことを行いつつ、警察組織力の維持・向上をしていきたいと考えています。

古川委員

1点だけ教えていただきたいんですが、県民の方からよく信号の設定について聞かれることが多いんです。縦横交差点があったら、縦の方は流れているんだけど、横の方はかなり渋滞しているようなことがある。また、交通量の少ないところでは、ここは感應式だとか、点滅でいいんじゃないかとか、そういうふうに御意見いただいて、県警につなげていっていると思いますが、皆さんも既に御承知かもしれませんけれども、こういう信号設定の基本的な考え方やシステム、それを教えてください。

中野交通企画課長

時間設定の関係でございます。信号の現示と呼ばれておるものでございますけれども、県下の信号機は、本年3月末現在、1,565か所に整備されております。そのうち徳島市を中心に約30キロメートルのエリアには集中制御されている信号機が712か所に設置されておりました。単独運用されている信号機については853か所に設置されているところでございます。このうち集中制御されている信号機につきましては、地域におけるその時々の交通量に応じまして、自動的に現示周期を最適化しています。特に、交通量の多い国道11号、55号、そして192号におきましては、車両感知器で得たデータを交通管制センターで処理しまして、信号機の青色時間を自動的に決定するという制御システムを導入している

ところでございます。単独運用されている信号機につきましては、交通量調査、それらに基づきまして、あらかじめ設定された周期で現示しているところでございます。

古川委員

集中制御しているのが徳島市を中心に約30キロメートル以内で712か所ということですが、これについて2点、まず、この交通量で最適化されているということなんですけれども、これは本当に交通量で時間を案分しているだけなのか、どうなのか、そのあたりを教えてくださいの、もう一つは、この30キロメートル圏内の712か所というのは、圏内全ての信号か、それともピックアップして712か所になっているのかという2点を教えてください。

中野交通企画課長

まず、信号機の現示については、県下には交通量を測定する車両感知器、これが約2,148か所に設置されておりまして、それら感知器によりましてデータ、これを基にして、入退量等計測しております。また、毎年行っております主要交差点におきまして交通流調査、そういうデータで交差点の交通流とか、こうした信号機の時間調整を図っております。

南委員長

小休します。（12時07分）

南委員長

再開します。（12時08分）

中野交通企画課長

先ほども言いました半径30キロメートルエリアでございますけれども、全てというわけではございません。単独で動いている信号機もございます。

古川委員

二つ目の質問についてはよく分かったんですけれども、一つ目をもう少し分かりやすく聞くと、例えば5対1の交通量があったら、こっちが5分で、こっちが1分というふうな単純なかたちで設定されているということによろしいんですか。

中野交通企画課長

5対1というか、そういう訳ではございませんで、やはり、一つの場所ではなくて、線とか面で考える必要があります。例えば、周辺部でスムーズに行かした場合、中心部で大渋滞を起こすと、そういったことも考慮してやっておる状態でございます。

古川委員

かなり高度な感じで、総合的にやっておるのが分かりました。あと、集中制御しているところは、それでいったらいいのかなと思います。されてない個別の分については、何かいろいろ県民から言われてすぐ変えるというのは逆のことを言われる。当然、誤解になってもいけないですし、難しいところがあると思いますけれど、何か見直しのルールとか、交通量調査によって見直すと言われたんですけれども、県民の指摘によって、もう一回見てみようかといった対応はしてくれているのですか。

中野交通企画課長

いろいろ信号現示については、要望等がございます。県警のホームページにあります標識ボックス、それから警察署に寄せられます警察総合相談により把握し、現実に現地に赴いて、調査する場合もございます。それらいろいろな方法で、最適化を図ることを行っているというふうな状況であります。

古川委員

よく分かりました。警察もいろいろな業務があるので大変だと思います。あんまり無理は言わないようにしようと思いますので、よろしくお願いします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号、議案第10号

それではこれをもって、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時11分）

